

～健康サポート薬局研修～

健康サポートのための多職種連携研修会 WEB参加型

主催：広島県薬剤師会、共催：日本薬剤師会

◆受講にあたって

下記の「受講対象者」に記載しております条件を満たしている方から優先的に受付します。お申し込みいただいた後、受講対象者とみなされた方のみ、6月30日（水）に受講料お振込み等のご連絡をいたします。

本受講にはパソコンが必要です。研修会ではグループワークの際カメラが必要であり、同時に資料の閲覧、ファイル作成も必要ですので、必ずカメラ付きのパソコンでご参加ください。スマートフォン、iPadでは受講できません。

研修A・B、両日受講される方は、内容が一部重複する箇所がありますことをご了承ください。

◆受講者募集のご案内

「健康サポート薬局」となる場合には、厚生労働大臣が定める基準で規定される「常駐する薬剤師の資質に係る所定の研修」を修了し、薬局において薬剤師として5年以上の実務経験がある薬剤師が常駐する必要があり、届出にあたっては研修修了証の提出が必要です。

そこで日本薬剤師会・日本薬剤師研修センターの両団体が当該研修の実施機関として、合同で、厚生労働省が指定する確認機関（日本薬学会）への届出を行っており、本会はその協力機関として、本研修会を開催いたします。

研修会は次回10月に開催を予定しています。

◆日 時 今回は都合により研修Bを先に開催します。日程等ご確認の上、お申し込みください。

~~研修B 7月11日（日）9:00～13:30~~ 定員に達しました

~~研修A 7月18日（日）9:00～13:20~~ 定員に達しました

◆受講料 3,000円 広島県薬剤師会会員
2,500円 広島県薬剤師会会員及び認定基準薬局
9,000円 広島県薬剤師会非会員

◆受講対象者

健康サポート薬局の意義や諸規定を理解し、健康サポート薬局業務として地域住民の健康の保持増進に貢献し健康サポート薬局認定に意欲のある薬剤師を対象とします。健康サポート薬局制度推進のため、既に薬局での5年の実務経験を有する方、チェック項目全て該当する方を優先させていただきます。また上記の条件を満たしている方が多数いらっしゃる場合には広島県薬剤師会認定基準薬局に所属する会員を優先的に受け付けます。

健康サポート薬局研修修了証の発行日が2016年、2017年の方で、更新のために受講される方は研修Aを受講してください。

本研修会は、研修シールの配布はありません。

◆申込締切日 令和3年6月28日（月） 但し、定員になり次第締め切ります。

◆研修内容

A健康サポートのための多職種連携研修 標準プログラム

基本理念 【70分】

当該地域の医療・保健・健康・介護・福祉等の資源と役割の現状 【90分】

演習 【70分】

まとめ【30分】

B健康サポートのための薬剤師の対応研修 標準プログラム

薬局・薬剤師を巡る現状と健康サポート薬局【32分】

薬局利用者の状態把握と対応【220分】

まとめ【3分】

レポート作成、提出【15分】

◆受講証明書、研修修了証について

本研修会を受講し、所定のレポートを提出された方に、当該研修会の「受講証明書」を後日発行いたします。

健康サポート薬局の届出を行う際には、「研修修了証」の提出が必要です。

広島県薬剤師会が発行する研修会 A、B 2 つの受講証明書、日本薬剤師会が発行する e-ラーニングの受講証明書（計 3 つ）を取得され、かつ 5 年以上の薬局での実務経験を有する方は日本薬剤師会・日本薬剤師研修センターへの申請により「研修修了証」が発行されます。e-ラーニングについては、他団体のものではなく、日本薬剤師会のものを受講してください。

地域連携薬局の認定については ABe 3 つの受講証明書が[地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定基準に関する Q & A について](#)で示されている「研修の受講を修了した旨の証明書」として取り扱われます。

手続き方法は

日本薬剤師会 (<http://www.nichiyaku.or.jp/activities/support/kensyu.html>)

日本薬剤師研修センター (http://www.jpec.or.jp/nintei/kenkosupport/grant_application.html)、

健康サポート e-ラーニング (<https://www.jpakensapo.jp>)

をご参照ください。

※健康サポート薬局である旨を表示しようとする薬局が満たすべき事項は以下の通りです。

(1) かかりつけ薬局の基本的機能

- ①かりつけ薬剤師選択のための業務運営体制
- ②服薬情報の一元的・継続的把握の取組と薬剤服用歴への記載
- ③懇切丁寧な服薬指導及び副作用等の予防
- ④お薬手帳の活用
- ⑤かかりつけ薬剤師・薬局の普及
- ⑥24時間対応
- ⑦在宅対応
- ⑧疑義照会等
- ⑨受診勧奨
- ⑩医師以外の多職種との連携

(2) 健康サポートを実施する上での地域における連携体制の構築

- ①受診勧奨
- ②連携機関の紹介
- ③地域における連携体制の構築とリストの作成
- ④連携機関に対する紹介文書
- ⑤関連団体等との連携及び協力

(3) 健康サポート薬局に係る研修を終了し、一定の実務経験を有する薬剤師の常駐

(複数の薬剤師がいる薬局では、複数名のサポート薬剤師の常駐が確認されますので、ご注意下さい。)

(4) 個人情報に配慮した相談窓口

(5) 薬局の外側と内側における表示

(6) 要指導医薬品等、介護用品等の取り扱い

- ①要指導医薬品等の取り扱い
- ②専門的知識に基づく説明

(7) 開店時間

(8) 健康サポートの取組

- ①健康の保持増進に関する相談対応と記録の作成
- ②健康サポートに関する具体的な取組の実施
- ③健康サポートに関する取組の周知
- ④健康の保持増進に関するポスター掲示、パンフレット配布

各項目の詳細につきましては日本薬剤師会Webサイト[薬剤師のみなさまへ]－[日本薬剤師会の活動]－[健康サポート薬局]－[健康サポート薬局について]の「施行通知（平成28年2月12日薬生発0212第5号）」をご確認ください。